

## 和東町ふるさと納税協力事業者募集要領

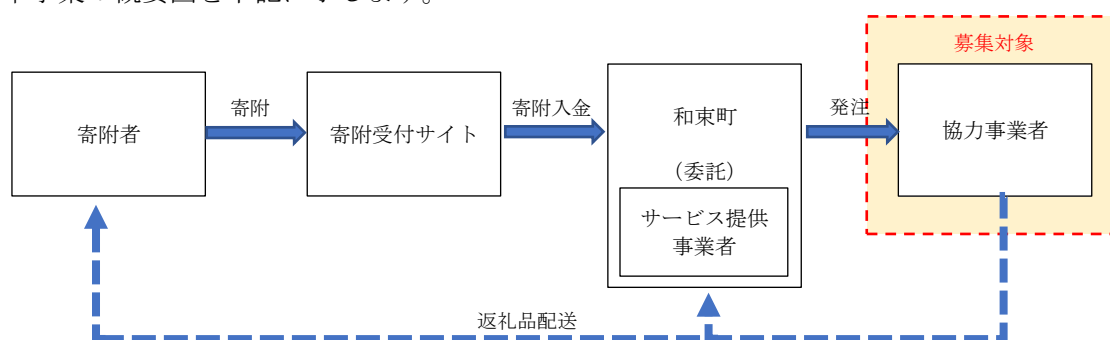
### 1 目的

和東町では、ふるさと納税制度により、本町に寄附を頂いた方に対し謝意を伝えるとともに和東町の特産品や魅力をPR するための地元特産品等贈呈（以下、「返礼品」という。）することとしております。このたび、返礼品を通じたさらなる和東町の魅力発信とふるさと納税事業（以下、「本事業」という。）の推進を図るため、返礼品を提供する事業者（以下、「協力事業者」という。）を募集します。

### 2 事業概要

本事業の概要及び返礼品の扱いについて下記に示します。

(1) 本事業の概要図を下記に示します。



(2) 協力事業者から提供いただく商品は、本事業の返礼品として、寄附受付WEBサイト等を通じて広く紹介します。寄附者は、本町から贈呈する返礼品を寄附金額に応じて、寄附受付WEBサイトから希望する商品を自由に選択することができます。

(3) 効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、本事業の寄附受付業務及び返礼品の取扱業務全般をサービスとして提供している事業者（以下、「サービス提供事業者」という。）に一部委託しております。協力事業者は、本町が委託するサービス提供事業者または本町からの依頼により、返礼品の準備、出荷等を行います。

### 3 返礼品の要件

返礼品は、総務省の定める基準等に該当し、且つ次の条件をいずれも満たす商品やサービスとします。

- (1) 和東町又は和東町に縁のある市区町村の魅力を発信できるものであり、本町の地域産業の振興につながる要素をもつ商品やサービスであること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も要件を満たすものとする。）
- (3) 商品情報の開示が可能であること。
- (4) 飲食物の場合は、原則として出荷後5日以上の賞味期限が保障されていること。
- (5) 食品衛生法、食品表示法、日本農林規格等に関する法律、商標法、特許法 著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等、関係法規を遵守しているものであること。

- (6) 体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ・町内においてサービスが提供されること。
  - ・町内の地域資源を利用していること。
  - ・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
  - ・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
  - ・安全性の配慮に努めること。
- (7) 本町が委託するサービス提供事業者指定の宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- (8) 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、協力事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。
- (9) 返礼品に対する寄附金額は、返礼品の価格に応じて本町が適切な寄付金額を設定します。なお、返礼品の価格は消費税と梱包代を含むものとします。また、送料は本町が負担します。

#### 4 協力事業者の要件

協力事業者の要件を下記に示します。

- (1) 本町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本町内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人事業者であること。但し、本町内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行う等、本町をPRしていると認められる場合は、町外の事業者も可能とします。
- (2) 和東町税のほか、国税、府税等に未納の無いこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び和東町暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 和東町個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

#### 5 協力事業者として登録することの効果

本町指定のふるさと納税ポータルサイト（寄附受付サイト）等に返礼品の画像、商品名、サービス提供事業者名等を掲載することにより、自社の取り組みを全国に広くPRすることができます。また、本町の作成するチラシ等で紹介される場合もあります。

#### 6 募集期間

令和4年3月以降、協力事業者を随時受け付けます。

#### 7 申請方法

下記の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、和東町役場総務課へ持参または郵送で提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、協力事業者の負担とします。

- ・和東町ふるさと納税協力事業者登録申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

- ・営業許可証の写し(営業許可を必要とする事業を営まれている事業者。※有効期限内のもの。)
- ・その他返礼品登録書類一式(サービス提供事業者指定様式)

## 8 協力事業者及び返礼品の審査・決定

本町における選定基準に基づき申請内容を総合的に判断し、協力事業者及び提案された返礼品について審査を行います。

審査結果は、申請があった全事業者へ下記にて通知します。

- ・「和東町ふるさと納税協力事業者及び返礼品登録承認(不承認)通知書」(様式第3号)

## 9 個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取扱いについて、和東町個人情報保護条例および関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

## 10 その他の留意事項

- (1) 協力事業者資格の有効期限は、認定された年度末までとし、申し出がない場合は自動継続とします。ただし、本町のイメージを損なう事態を招いた場合は、本町は期限内であっても登録を取り消すことがあります。
- (2) 協力事業者は、本町が委託するサービス提供事業者から業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、サービス提供事業者へ協力をしていただきます。  
なお、画像については本町を通してサービス提供事業者へ提出します。
- (3) 本町がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じて協力事業者へ返礼品見本の提供のお願いをすることがあります。
- (4) 協力事業者は、返礼品の発送遅延、発売中止、品質及び発送過程での事故等の問題が発生した場合は、速やかに本町及びサービス提供事業者へ報告するものとします。
- (5) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、サービス提供事業者と協力事業者の責任において、本町も含めて協議した上で処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに本町及びサービス提供事業者へ報告するものとします。なお、商品の品質保証については、協力事業者が責任を持って行うものとします。
- (6) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省から見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合があります。
- (7) ふるさと納税制度及び返礼品要件に該当しなくなった場合や、事業者が倒産した場合は、本町は通知書を送付せず、取り消しができるものとします。

<申込み・問合せ先>

和東町役場 総務課

〒619-1295

京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水14番地2

TEL:0774-78-3001(直通)E-mail:soumu@town.wazuka.lg.jp

(様式第1号)

## 和東町ふるさと納税協力事業者登録申請書

年 月 日

和東町長 様

「和東町ふるさと納税協力事業者募集要領」に基づき、協力事業者として申請します。

所在地	〒 ー	
事業者名	(フリガナ)	⑩ ※法人の場合は 代表者印
代表者役職 氏 名	(フリガナ)	
事業者情報	電話番号： FAX： メールアドレス： ホームページ： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 URL ( )	
業種・業務内容		
担当者連絡先	※代表者名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 (フリガナ) 担当者名： 電話： FAX： メールアドレス：	

受付印

(様式第2号)

## 誓約書

年 月 日

和東町長 様

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

印

私は、和東町ふるさと納税事業協力事業者募集要領において、下記事項を満たすものであることを、誓約いたします。

なお、下記事項に反する場合、登録の取消等、貴町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

### 記

- 1 和東町ふるさと納税協力事業者登録申請書等で、提出した書類において記載事項等は真実に相違ないこと。
- 2 和東町個人情報保護条例および関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができるものであること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および和東町暴力団排除条例に規定する、暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- 4 和東町ふるさと納税事業協力事業者募集要領の記載事項を理解し、準拠するよう努めること。
- 5 上記の事由の有無の確認のため、町が行う調査については、これに同意するとともに、町が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。